

はじめに

東京・新大久保などで繰り返されている在日韓国・朝鮮人らを標的にしたヘイトスピーチ（憎悪発言）デモは、「良い朝鮮人も悪い朝鮮人も殺せ」「東京湾に沈めろ」など驚くべき言葉を白昼堂々と投げかけています。その中心となっているのはネット右翼とも呼ばれる「在日特権を許さない市民の会」（在特会）で、彼ら、彼女らの行為は言葉の暴力であり、脅迫に近いといえます。韓国、中国などのネットサイトでは、在特会の映像が翻訳付きで紹介され、反日感情を刺激しています。「例外的日本人」の行動だとしても、周辺諸国は日本社会全体のムードを何かしら反映した言動と受けとめています。「こんな連中の言動はまともに相手にせず、徹底して無視すればいい」との意見もありますが、被害が存在している以上、何らかの対応を考えるべきです。

国際人権委員会、国連人種差別撤廃委員会なども、憎悪発言を規制するよう各国に要請しています。日本は1995年に人種差別撤廃条約に加入しましたが、条約内容を徹底させる国内法はまだ整備されていません。日本政府は人種差別撤廃委員会への今年1月の報告書に、「処罰立法措置を取ることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や扇動がおこなわれている状況とは考えていない」と書いています。しかし現在の状況は、差別禁止法の制定を検討すべきではないでしょうか。法の下での平等を定めた憲法14条が禁じる、人種による差別とは何かを具体的に法で定義する必要があるといえます。

4月26日、内閣府で「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法案」が閣議決定されました。名称は当初の「障害者差別**禁止法**」ではなく、「障害者差別**解消法案**」となりました。内容については、障害者差別の定義はせず、差別的取り扱い禁止と合理的配慮の不提供の禁止をうたいました。

全国で、行政書士や司法書士などによる戸籍謄本等の不正取得事件が発覚しています。八尾市でも不正取得が行われたことがわかりました。7月から本人通知制度の登録が開始し、8月から実施されます。八尾市人権協会では、個人情報を守るために市民のみなさんに本人通知制度の登録を呼びかけます。

八尾市人権協会では、誰もが安心して暮らしていくためには、人権が尊重され、差別のない社会の実現が欠かせないと考えます。その社会を実現していくために、2013年度も様々な事業に取り組みたいと思います。

以下、2013年度の具体的事業を提案します。

1. 人権教育・啓発の取り組み

(1) じんけん楽習塾の開催

内 容	ワークショップ（参加体験型学習）を中心にいろいろな学習方法で人権を学ぶ場として全6回開催します。 具体的内容は一覧の通り。
会 場	プリズムホール研修室
対 象 者	八尾市民及び行政、教育関係機関等

開催日時	内 容	講 師
第1回 5月15日	「しきじから考える人権教育」	森 実さん (大阪教育大学・じんけん楽習塾)
第2回 5月29日	「セクシュアル・バラエティ～LGBTをきちんと学ぶ～」	塩安九十九 (G-FRONT関西)
第3回 6月12日	「ナショナリズムって、どういうもの？」	北川知子 (大阪教育大学非常勤講師)
第4回 6月26日	「異文化コミュニケーションとパワー・バランス」	富岡美知子 (異文化コミュニケーション・トレーナー)
第5回 7月10日	「「うわさと差別 ギロン星人の怒り」& お話「『週刊朝日記事』と部落差別」」	大谷真砂子(じんけん楽習塾) 吉澤有香里 (財団法人大阪府人権協会 RA AP養成講座修了生) 池上豊(部落解放同盟安中支部)
第6回 7月24日	「わかるとかわる！～アタマでわかるからココロでわかるへ～」	大島一 (マザーアース・エデュケーション)

(2) 中学生いじめ防止プログラム「RE：プログラム」の開発と提供

survival13 実行委員会の事務局として 中学生対象のいじめを防止することを目的とした「RE：プログラム 「いじめ」 ちょっとでもなくしたいプログラム」の開発および、参加型人権教育啓発の実施を進めていきます。このプログラムの実施にあたって、人権教育啓発を推進する人材育成を行います。今年度は姫路市より依頼があり、姫路市の中学校への実施を行います。来年度は八尾市内の中学校への提供等をめざしていきます。

(3) 教員向け人権教育プログラムの研究

市民啓発と学校教育での人権教育がより身近なものになるための教員向けの人権教育のプログラムの研究に取り組みます。

(4) 差別落書き、差別事象に対する取り組み

「八尾市差別事象連絡・啓発検討会議」の運営

内 容	八尾市差別事象連絡・啓発検討会議の運営を通じて、差別事象の情報共有と関係機関への取り組みにつながるよう取り組みます。
会 場	八尾市役所会議室他
実施回数	年6回程度

(5) 人権協会ブックレットの発行

内 容	私たちには夢があるブックレット5を発行する予定です。テーマは八尾に住まう外国人の市民の人権問題（仮）
-----	--

(6) 八尾市人権啓発推進協議会の地区研修及び養成研修のコーディネート（受託事業）

内 容	八尾市人権啓発推進協議会の地区研修ならびに養成研修のコーディネートを行います。今年度は11地区で地区人権研修を実施する予定です。
-----	--

(7) 人権研修への講師派遣

内 容	各種機関で行われる人権研修に関わる内容の相談及び、講師の派遣を行います。
-----	--------------------------------------

2. 外国人市民への情報提供と自立支援の取り組み

(1) 外国人市民情報誌の発行（受託事業）

内 容	日本語が十分理解出来ない外国人市民への情報提供のため多言語情報誌（中国語、ベトナム語、英語）を発行します。今年度も年6回発行を予定しています。
発行予定	第25号（5月）／第26号（7月）／第27号（9月） 第28号（11月）／第29号（1月）／第30号（3月）
配布場所	八尾市各公共施設、(財)八尾市国際交流センター、夜間中学校、各日本語教室、外国人市民関係団体、外国人市民コミュニティが把握する世帯各戸、地域のイベント時等

(2) 日本語支援の取り組み

内 容	NPO法人トッカビと共催で、日本語が不自由な外国人市民に対して、生活自立の支援をめざして地域日本語教室を支援します。
実施期間	2013年4月～2014年3月 毎週1回

3. 人権政策の調査・研究の取り組みを行います

人権にかかわる政策の策定や人権行政推進のための施策提案を行うため、調査・研究及び研修・提案活動を行います。

4. 相談事業

(1) 就労・生活相談事業（受託事業）

内 容	就労・雇用情勢が不安定な状況下で、就労問題とそれを支える生活上の課題に関する相談を実施し、相談者に助言や情報提供等の支援を行い、市民自らの主体的な判断による課題解決をめざします。
-----	---

(2) 地域就労支援事業（受託事業）

内 容	就労困難者を対象として、就労相談及び職場定着相談等を行います。
-----	---------------------------------

(3) 住宅支援給付事業（受託事業）

内 容	住宅を喪失または喪失する恐れのある離職者等のうち就労能力及び就労意欲のある市民に対して、住宅手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けて支援します。
-----	--

(4) 「見た目」問題相談センター

内 容	顔や身体に生まれつきアザがあったり、事故や病気によるキズ、やけど、脱毛など「見た目」に症状がある方の電話相談を行います。
実 施 日	毎週金曜日午後7時～午後9時

5. 社会的企業という手法を通じた人権のまちづくりを追求します

大阪府営久宝寺緑地を活用した就労困難者に対する訓練事業について、地域就労支援、就労・生活相談事業、八尾市パーソナルサポートセンターと連携して、取り組みます。

6. 地域活動支援事業

八尾市内で人権課題に取り組む地域活動や啓発活動を実施している団体及び地域における自立支援事業、交流・研修事業等の支援を引き続き行います。

7. 組織運営

(1) 理事・評議員会の開催

(2) 情報発信

ホームページ等を活用し情報発信します。

(3) 各種審議会・委員会への参画

今年度も、各審議会、委員会等へ代表委員を派遣し、運営に参画していきます。

8. その他関連事業

(1) 世界人権宣言八尾市実行委員会（世人やお）の運営

世界人権宣言の精神を八尾市に広げていくために、世人やおの事務局運営を行います。

(2) その他人権の取り組みへの参加、支援を行います

「八尾市人権教育・啓発プラン」（改訂版）を八尾において実行していくために、八尾市と協働で啓発事業等に取り組みます。

(3) 差別禁止法制に関わる市民運動との連携と研究の取り組み

「差別禁止法の制定を求める市民活動委員会」と連携し、研究活動に加えて差別禁止法の制定の必要性を広げる取り組みに参画します。